

事務連絡

各介護保険指定事業者 様

香川県長寿社会対策課
在宅サービスグループ

介護保険電子メール同報配信システムに係る メールアドレスの登録について

平素は、本県高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システム趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、今後県からの連絡は同システムのみとなります。(郵送等による通知は原則行いません。)また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録・登録解除方法等

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

登録・解除画面：<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAXによりお願いします。

3. 連絡先

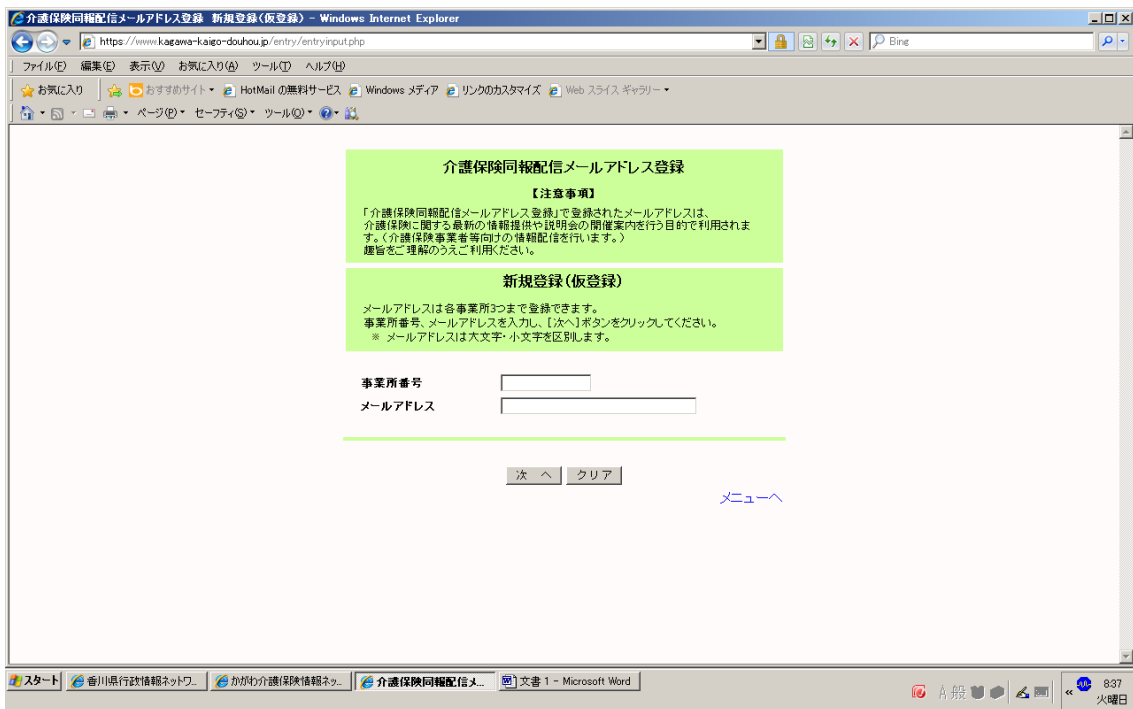
香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 原岡・包末

TEL :087-832-3269 FAX:087-806-0206

かがわ介護保険情報ネットのトップページから「同報システムメンバー登録」をクリックします。



メニューの新規登録を選び、新規登録(仮登録)に事業所番号とメールアドレスを入力し、次へをクリックします。



仮登録により、確認メールが配信されますので、本登録をしてください。
これによりメンバー登録は完了です。
※複数の事業所がある場合は、必ずそれぞれの事業所番号で登録をお願いします。

第3号様式（第4条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

Ⓡ
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項（第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条、第115条の5第1項）の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所（施設）		名 称							
		所在地							
		電話番号（ ） -							
サ ビ ス の 種 類									
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容							
1	事業所(施設)の名称	(変更前)							
2	事業所(施設)の所在地								
3	主たる事務所の所在地								
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名								
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)								
6	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等								
7	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)								
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)								
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴								
10	運営規程								
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関	(変更後)							
12	事業所の種別								
13	提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類								
14	事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)								
15	入院患者又は入所者の定員								
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制								
17	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)								
18	併設施設の状況等								
19	役員の氏名、生年月日及び住所								
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号								
変 更 年 月 日		年 月 日							
担 当 者 名 (連 絡 先 電 話 番 号)									

備考 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

変更届（第3号様式）添付書類一覧

	変更内容	添付書類
1	事業所（施設）の名称	運営規程 等
2	事業所（施設）の所在地	変更後の平面図、変更前の平面図、位置図、 <u>土地の公図</u> 、 <u>土地及び建物の登記事項証明書</u> 、 <u>賃貸借契約書</u> 等（写真が必要な場合もあります。）
3	主たる事務所の所在地	<u>定款又は寄附行為</u> （定款又は寄附行為の記載に変更がある場合）、 <u>登記事項証明書</u> 等（登記事項証明書は間に合わなければ後送可）
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	<u>定款又は寄附行為</u> （定款又は寄附行為の記載に変更がある場合）、 <u>登記事項証明書</u> 等（登記事項証明書は間に合わなければ後送可）
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	<u>変更に係る定款又は寄附行為</u> 、 <u>登記事項証明書</u> 等
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	変更後の平面図、変更前の平面図、構造図 等
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	<u>事業所の設備等に関する項目一覧表</u>
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	（管理者） <u>経歴書</u> 、 <u>勤務形態一覧表</u> 、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、 <u>誓約書</u> 、 <u>役員名簿</u> （管理者の記載・印のみで良い）
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	（サービス提供責任者） <u>経歴書</u> 、 <u>勤務形態一覧表</u> 、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、2級の人は3年以上の実務証明書、介護給付費請求書の写し（前3月分）
10	運営規程	新しい運営規程全体 古い運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可） ○居宅サービスの従業者の員数のみの変更については、変更届の提出を省略できる場合があります。（詳細は、平成27年3月2日付け26長寿第73613号長寿社会対策課長通知をご覧ください。）なお、変更届の添付書類は、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、資格証、 <u>勤務形態一覧表</u> です。
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関	協力医療機関等との協定書等の写し
12	事業所の種別	種別を変更したことが確認できる書類

13	提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類	種別を変更したことが確認できる書類
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項（該当サービスの付表） ・事業実施形態を変更したことが分かる書類
15	入院患者又は入所者の定員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・変更後の施設平面図、変更前の施設平面図
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	
17	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	委託契約書、標準作業書
18	併設施設の状況等	併設する施設の概要の分かるパンフレット等
19	役員の氏名、生年月日及び住所	<u>役員名簿、役員の変更が確認できる書類（議事録又は登記事項証明書）、誓約書</u>
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	資格証（顔写真入り）、 <u>介護支援専門員一覧、勤務形態一覧表、雇用関係書類（雇用契約書又は辞令等）</u>
この他、必要と判断した書類があれば別途提出を求めることがあります。		

* 下線は、県で様式があるもの

* 波線は、写しの場合、原本証明が必要なもの

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業者を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）居宅サービス事業所等に係る変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっていますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 対象サービス （介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売
- 2 内容
 - (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
 - (2) 条件
 - ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者（訪問介護）の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法第70条の2又は第115条の11に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める人員基準を満たしていること。

⑤ 従業者の員数の変更により、介護報酬算定体制に変更（加算、減算）がないこと。

⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により県が変更届の提出を求めていること。

3 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

4 留意事項 (1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。（変更届の提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。）

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記2（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者（訪問介護）に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記2（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、変更届の提出が必要です。

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

TEL 087-832-3269

FAX 087-806-0206

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ

指定（介護予防）居宅サービス事業所に係る変更届の留意事項について

標記については、平成27年 3月 2日付け26長寿第73613号にて、お知らせしているところですが、運用に当たっては、下記の点に留意ください。

記

- (1) 下記の参考例の場合は、管理者の変更が1回、従業者の員数の変更が3回あるが、県への届出は、平成26年10月1日及び平成27年4月1日のみで可。
- (2) 下記の参考例の場合に、変更届に添付する書類は、次のとおり。
 - ① 平成26年10月1日分
 - ・管理者の変更に伴う必要書類（管理者経歴書、勤務形態一覧表[平成26年10月分]、誓約書、役員名簿、管理者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（勤務形態一覧表[平成26年10月分]、従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）
 - ※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年4月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、2名（F、G）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。
 - ※変更届に添付する必要のない従業者の雇用契約書（又は辞令）及び資格者証の写しについても、事業所において、保管しておくこと。下記の参考事例の場合、1名（E）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
 - ② 平成27年4月1日分
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（上記（2）①と同じ。勤務形態一覧表は平成27年4月分を添付すること。）
 - ※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年10月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、1名（I）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。1名（H）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
- (3) 変更届の「変更の内容」欄中、「変更前」欄には、県への直近の届出内容を記載すること。
 - ① 平成26年10月1日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「管理者 A」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 3 名」と記載し、「変更後」欄に、「管理者 J」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載すること。

② 平成 27 年 4 月 1 日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載し、「変更後」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程終了者 6 名」と記載すること。

(4) 下記の参考例の場合には、変更届の「変更年月日」欄には、平成 26 年 10 月 1 日に係るものについては、「平成 26 年 10 月 1 日」、平成 27 年 4 月 1 日に係るものについては、「平成 27 年 4 月 1 日」と記載すること。

(5) 運営規程は、従業者の員数に変更になる都度、事業所において変更を行っておくこと。その場合、運営規程の「附則」欄に変更日の履歴を記載しておくこと。

【参考例】 平成 26 年 4 月 1 日時点での変更届を県に提出しており、管理者が平成 26 年 10 月 1 日に変更し、訪問介護員等の員数が複数回変更となる場合

平成 26 年 4 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	3 名 (B、C、D)
平成 26 年 7 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	4 名 (B、C、D、 <u>E</u>)
平成 26 年 10 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	5 名 (B、C、D、 <u>F、G</u>)
平成 26 年 11 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、 <u>F、G、H</u>)
平成 27 年 4 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、 <u>F、G、I</u>)

※参考例に掲げる内容の変更が生じた場合の運営規程附則の記載例

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

介護保険サービス事業所
(居宅介護支援事業所を除く)

管理者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部
介護保険課相談指導係

介護保険サービス事業所(居宅介護支援事業所を除く。)に係る
変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項、第89条、第99条第1項、第115条の5第1項及び第115条の15第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっていますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 内容 (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
(2) 条件
 - ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者(訪問介護)の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 人員基準等に係る減算がないこと。
 - ⑤ 介護報酬算定体制に変更(加算、減算)がないこと。
 - ⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。
- 2 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

3 留意事項

(1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。(市への提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。)

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者(訪問介護)に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要です。

高松市健康福祉局長寿福祉部

介護保険課相談指導係

TEL 087-839-2326

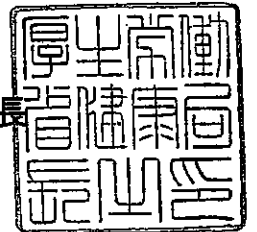
FAX 087-839-2337



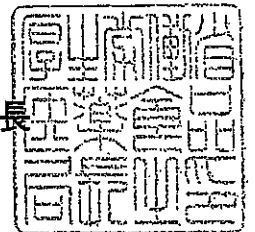
健発第0222002号
 薬食発第0222001号
 雇児発第0222001号
 社援発第0222002号
 老発第0222001号
 平成17年2月22日

都道府県知事
 指定都市市長
 各 中核市市長 殿
 保健所政令市市長
 特別区区长

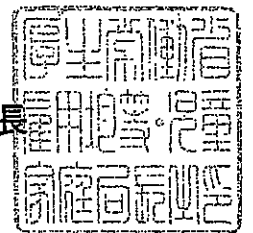
厚生労働省健康局長



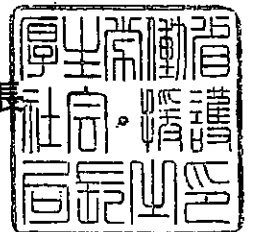
厚生労働省医薬食品局長



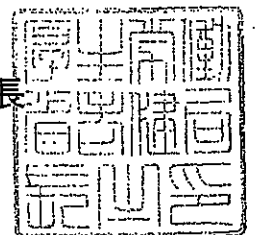
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発第0110001号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、

症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

(身体障害者)

- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者授産施設 (通所・小規模含む)
- 身体障害者福祉工場
- 身体障害者福祉センター
- 盲導犬訓練施設
- 身体障害者デイサービス
- 身体障害者短期入所
- 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 盲人ホーム

(知的障害者)

- 知的障害者デイサービスセンター
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設 (通所・小規模含む)
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害者デイサービス

- 知的障害者短期入所
- 知的障害者地域生活援助
- 知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児(者))

- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲児施設
- ろうあ児施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児施設
- 肢体不自由児通園施設
- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関
- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児(者)通園事業

(精神障害者の対象施設等)

- 精神障害者社会復帰施設(精神障害者短期入所事業を行う施設も含む)
 - ・ 精神障害者生活訓練施設
 - ・ 精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)
 - ・ 精神障害者入所授産施設
 - ・ 精神障害者通所授産施設(小規模通所授産施設も含む)
 - ・ 精神障害者福祉工場
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)